

共済掛金の引下げ措置の対象組合等数

積立水準 〔法定水準 の倍数〕	引下げ 措置	対象組合等数			対象都道府県数
		農作物共済			園芸施設共済
		水稻	陸稲	麦	
2.0以上	1/2 カット	155	16	98	0
1.5～2.0	1/3 カット	25	0	19	0
1.25～1.5	1/5 カット	9	0	6	0
1～1.25	カット しない	10	0	10	42
1未満		10	0	38	5
計	—	209	16	171	47

(注) 組合等数は、直近の年産において引受のある組合等の数である。